

## 地域づくりにおける取組の推進

## 1. 現状認識

今日の環境問題は、分野を問わず地域における取組が極めて重要となっており、持続可能な社会を構築していくためには、各主体がそれぞれの役割を担いつつ、地域づくりにおける環境配慮の織り込みを推進していくことが必要である。

地方公共団体における環境基本条例及び地域環境基本計画の策定状況を見ると、平成15年3月31日現在で、それぞれ805団体及び597団体となっており、着実に増加している。特に地域環境基本計画に関しては、5年間で183.0%の増加となっており、国における現行の環境基本計画の策定を契機に、着実に取組が進展していることがうかがわれる（表1参照）。

地方公共団体による環境情報の提供についても、各種の提供方法・媒体で実施率の増加が見られ、積極的な環境情報の提供が進んでいることがうかがわれる。特に増加が目立つのはホームページによる情報提供であり、平成15年度においては、13年度と比較して、10ポイント以上の増加となっているが、人口規模別に見ると実施率にかなりの違いが見られる。（表2，3参照）

地方公共団体と住民・民間団体との連携・協働の実施状況に関しては、住民については58.2%、民間団体については24.8%が連携・協働を実施している。これらはいずれも13年度と比べて増加しているが、都道府県・政令指定都市と比較して、市区町村における実施率は低くなっている（表4，5参照）

## 2. 取組状況

## (1) 地域づくりにおける環境配慮のガイドライン等の提示

## ・ガイドラインの提示

地域づくりへの環境配慮の織り込みを推進するためのガイドラインとして、持続可能な地域づくりを進めるに当たっての考え方や、テーマ毎の地域づくりの展開の例を記載した「持続可能な地域づくりのためのガイドブック」を平成14年8月に作成した。

## ・循環・共生・参加まちづくり表彰

地球環境問題からリサイクル対策まで多岐にわたる地域の課題を視野に入れ、住民・企業等との協働を図りながら、環境の恵み豊かな持続可能なまちづくりに取り組んでいる地域を対象に、特に顕著な実績をあげている市町村等を表彰する「循環・共生・参加まちづくり表彰」を、従来の「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体表彰」を見直し、平成15年度から実施している。この表彰により、地域に根ざした活動を一層推進する上での励みとしてもらうとともに、他市町村等の取組に役立つ模範を広く示していくこととしている。

## ・環境コミュニティ・ビジネスモデル事業

事業者、NPO、市民などの各主体が持つ能力が十分に発揮されるよう、地域にお

ける企業、市民等が連携した環境に配慮したまちづくりに資する「環境コミュニティ・ビジネス」を発掘し、その展開を支援することにより、持続的かつ効率的な環境負荷の低減を図る「環境コミュニティ・ビジネスモデル事業」を15年度から実施し、初年度は9件、16年度は15件の事業を採択した。

- ・環境と経済の好循環のまちモデル事業

地域発の創意工夫と幅広い主体の参加によって環境と経済の好循環を生み出すまちづくりのモデルに対して支援を行う「環境と経済の好循環のまちモデル事業」を平成16年度から実施しており、初年度は11市町を対象地域として選定した。一般会計予算により地域の関係主体の勉強会や事業効果の評価等のソフト事業に対して支援を行い、石油特会予算により風力発電設備や燃料電池の設置等のハード事業に対して支援を行う。

## (2) 環境情報の共有化

- ・地域環境行政支援情報システム（通称「知恵の環」）

地方公共団体の環境行政を情報面から支援するため、全国の地方公共団体の環境関連情報を、インターネットを利用したホームページ形式により提供するシステム（地域環境行政支援情報システム（知恵の環））を平成11年度より運営しており、平成15年度においては1日平均約1,300件のアクセスがあるなど、地域づくりに活用しうる環境情報のデータベースとして認知されている。また、平成16年7月からは、地方公共団体に向けてメールマガジンを発行し、地域づくり等に参考となる情報などを提供している。

## (3) 推進メカニズムの構築

- ・地域環境総合計画策定事業

環境基本計画の理念や地域づくりの考え方等を地域レベルで実効性をもって展開することを目的に、地方公共団体において環境基本計画を反映した地域環境総合計画の策定等を行う場合に、所要の補助を行った。地方公共団体における地域環境総合計画の策定状況については、着実な進展が見られる（表1参照）。

- ・戦略的環境アセスメント

環境省において、平成15年6月に海外における戦略的環境アセスメントの参考事例を公表し、平成15年11月に一般廃棄物処理計画策定における戦略的環境アセスメント試行ガイドラインを策定した。現在、一般廃棄物処理施設整備計画の構想段階におけるケーススタディを実施している。また、関係省庁においては、道路、河川、空港、港湾等について、計画プロセスにおける情報公開や住民参加のガイドライン等示されるなど、関連する取組も進められた。

東京都や埼玉県において、上位計画に関して条例や要綱が制定され、環境影響評価が実際に実施された。

## (4) 地域の社会資本整備における環境配慮の推進

- ・環境保全経費の見積方針の調整

環境保全経費中の公共事業関係費は、公共事業関係費全体の20.6パーセントを占める（平成16年度予算ベース）など、地域における社会資本整備への環境配慮の織り込みが促進されている。

## ・エコタウン

地域の産業蓄積などを活かした環境産業の振興を通じた地域振興、および地域の独自性を踏まえた廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進を通じた資源循環型経済社会の構築を目的とし、地方公共団体及び民間団体が行うリサイクル施設整備事業及びソフト事業に対し財政支援を実施。これまでに22地域のエコタウンプランを承認、併せてプラン中の45中核リサイクル施設整備及びソフト事業に対し財政支援を実施した。

### (5) その他「施策の基本的方向」に沿った取組

#### ・生態系の持つ多様な機能の維持、増進

河川においては、釧路湿原等における湿地の再生、荒川等における河口干潟の復元、標津川等における蛇行河川の復元等の自然再生事業を実施した。また、沿岸地域の多様な生態系を構成する干潟・藻場等の保全・再生事業を実施した。さらに、国立公園においては、釧路湿原における農地化された湿原の再生、サロベツ湿原における乾燥化した湿原の再生を実施している。

農業に関しては、たい肥等の施用による土づくりと化学合成農薬・肥料の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)への金融・税制上の支援や技術の確立、実施等を推進するとともに、16年度より、生産振興総合対策事業の一部において農業者に対し、環境保全を重視した生産活動を促進する要件を試行的に導入するなど、環境保全を重視した農業に向けた取組を推進した。

また、漁業者等が山に木を植える「漁民の森」づくり活動に対し、普及啓発活動、植樹活動等への支援を実施し、平成15年度は約13,000人が参加した。

#### ・地域内資源の活用と地域内循環の尊重

バイオマスについて、木質資源利用ボイラー施設の整備を推進するとともに、水産系副産物に係るリサイクル技術の確立に向けた取組を推進した。また、地域のバイオマスの利活用を推進するため、市町村等が作成する「バイオマスタウン構想」を16年8月より募集開始し、関係府省と連携した施策を進めている。

自然エネルギーに関して、平成15年度に、札幌駅周辺地区を対象として、雪冷熱エネルギーの利用効果、要素技術等について実証実験等を実施した。

#### ・農地や森林の多面的機能の低下への対応策

耕作放棄地の増加等により、水源涵養をはじめとする多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産活動等の維持を通じて、多面的機能を確保するという観点から、平成12年度より農業生産条件の不利を補正するための支援として中山間地域等直接支払制度を実施している。

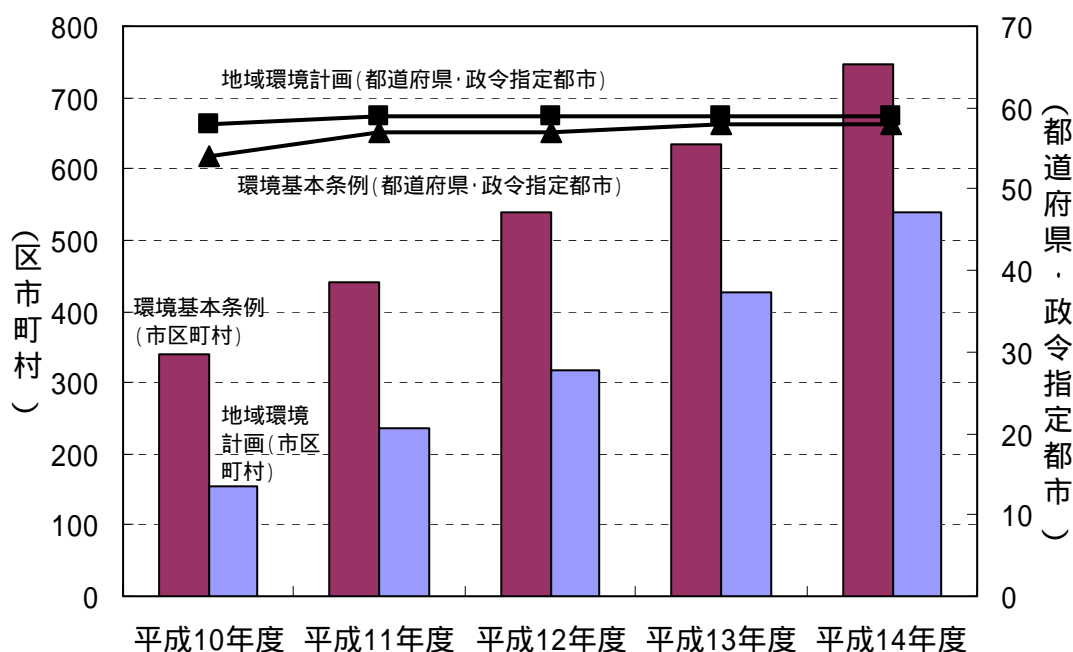
また、森林所有者等による森林施業が適時適切に行われるよう、その実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援措置を平成14年度より講じている。

## 3. 今後の課題

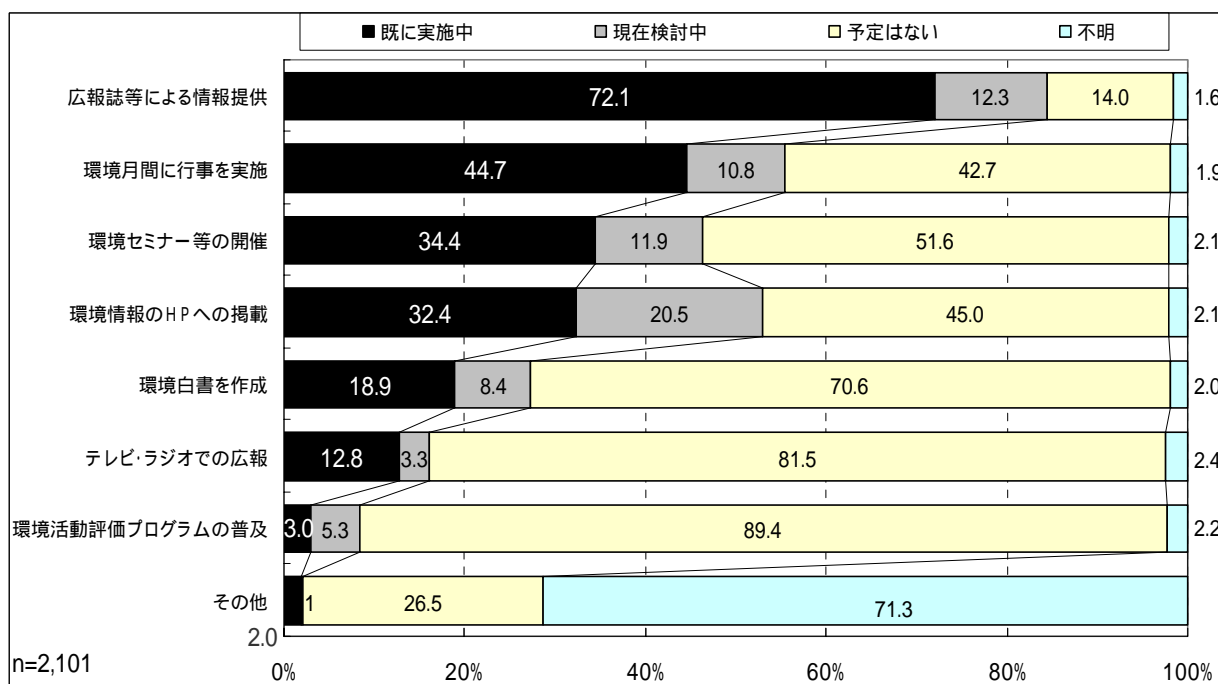
- ・ 地方公共団体における取組については、概ね進展が見られるが、都道府県・政令指定都市に比較して市区町村における割合は少なくなっており、今後は、規模の比較的小さい地方公共団体における取組を推進していくことが重要である。

- 国の取組に関しては、地域づくりに関連するさまざまな分野での取組が進められており、それぞれ進捗が見られるところであるが、それぞれの個別の事業について、必ずしも「地域づくりにおける環境配慮の推進」という視点が十分に組み込まれているとは言えず、個別の事業をこの視点からの取組に結びつけていく必要がある。
- 地域づくりにおける環境配慮の織り込みの推進については、地方公共団体はもとより、住民、民間団体等各主体の連携が重要であり、関連施策の実施に際しても、このような視点を積極的に盛り込む必要がある。
- 国民の環境情報への関心は総じて高いものの、満足度は高いとは言えず、今後は、より一層地域における環境情報の共有化を図るための環境整備を進めていく必要がある。

環境基本条例及び地域環境計画策定数の推移(表1)



環境施策を実施するに当たっての情報提供の方法(全体)(表2)



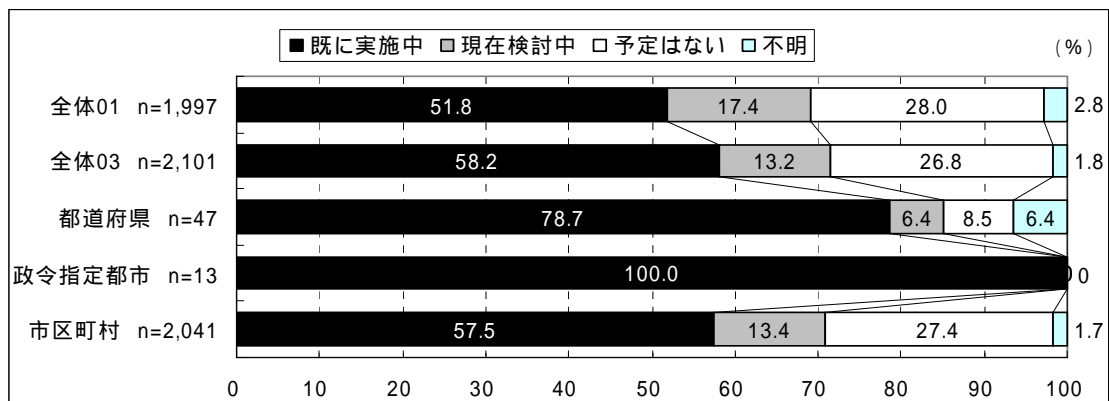
(環境省「環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査」)

環境施策を実施するに当たっての具体的な情報提供の方法（表3）

情報提供の方法	都道府県 n = 47		政令都市 n = 13		市区町村 n = 2,041	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
広報誌やパンフレット	97.9	0.0	100.0	0.0	71.3	12.7
環境の日、環境月間	95.7	2.1	100.0	0.0	43.2	11.0
環境セミナー・展示会	97.9	0.0	100.0	0.0	32.5	12.2
ホームページ	97.9	0.0	100.0	0.0	30.4	21.1
環境白書	97.9	0.0	100.0	0.0	16.6	8.7
テレビ・ラジオ	87.2	0.0	53.8	7.7	10.8	3.3
環境活動評価プログラム	44.7	27.7	69.2	15.4	1.7	4.8

（環境省「環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査」）

住民との連携・協働の実施状況（表4）



（環境省「環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査」）

基本属性別住民との連携・協働の実施状況（表5）

(既に実施中の比較)	平成 13 年度	平成 15 年度	増減ポイント
都道府県(n = 47)	89.4%	78.7%	-10.7 ポイント
政令指定都市(n = 13)	100.0%	100.0%	±0.0 ポイント
市区町村(n = 2,041)	50.6%	57.5%	+6.7 ポイント

（環境省「環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査」）